所得制限限度額

受給資格者（孤児等の養育者を除く）

全部支給の限度額

［ 表－1 ］

上段：老人1人につき 100,000円増
下段：特定扶養または19歳未満の控除対象扶養親族
1人につき 150,000円増

（単位：千円）

扶養親族数	扶養親族数のうちの特定扶養親族等および老人数						
	0人			1人	2人	3人	4人
	収入額	所得額					
0人	1,520	690	老人				
			特定等				
1人	1,900	1070	老人	1170			
			特定等	1,220			
2人	2,443	1,450	老人	1,550	1,650		
			特定等	1,600	1,750		
3人	2,986	1,830	老人	1,930	2,030	2,130	
			特定等	1,980	2,130	2,280	
4人	3,529	2,210	老人	2,310	2,410	2,510	2,610
			特定等	2,360	2,510	2,660	2,810
5人	4,013	2,590	老人	2,690	2,790	2,890	2,990
			特定等	2,740	2,890	3,040	3,190

一部支給の限度額

［ 表－2 ］

上段：老人1人につき 100,000円増
下段：特定扶養または19歳未満の控除対象扶養親族
1人につき 150,000円増

（単位：千円）

扶養親族数	扶養親族数のうちの特定扶養親族等および老人数						
	0人			1人	2人	3人	4人
	収入額	所得額					
0人	3,343	2,080	老人				
			特定等				
1人	3,850	2,460	老人	2,560			
			特定等	2,610			
2人	4,325	2,840	老人	2,940	3,040		
			特定等	2,990	3,140		
3人	4,800	3,220	老人	3,320	3,420	3,520	
			特定等	3,370	3,520	3,670	
4人	5,275	3,600	老人	3,700	3,800	3,900	4,000
			特定等	3,750	3,900	4,050	4,200
5人	5,750	3,980	老人	4,080	4,180	4,280	4,380
			特定等	4,130	4,280	4,430	4,580

配偶者・扶養義務者および孤児等の養育者の限度額

［ 表－3 ］

老人1人につき 60,000円増

（単位：千円）

扶養親族数	扶養親族数のうちの老人数						
	0人			1人	2人	3人	4人
	収入額	所得額					
0人	3,725	2,360	老人				
1人	4,200	2,740	老人				
2人	4,675	3,120	老人	3,180			
3人	5,150	3,500	老人	3,560	3,620		
4人	5,625	3,880	老人	3,940	4,000	4,060	
5人	6,100	4,260	老人	4,320	4,380	4,440	4,500

☆収入額は、特定扶養親族または19歳未満の控除対象扶養親族および老人扶養親族の数が0人の場合を例示した参考金額です。

☆表－3について‥配偶者・扶養義務者および孤児養育者の所得制限額は、老人扶養親族1人増につき6万円加算することとなっていますが、扶養親族等のすべてが老人扶養親族である場合、当該扶養親族数から1人分除いた数が老人数となります。また、特定扶養親族数および19歳未満の控除対象扶養親族は加算の対象となりませんので注意してください。

〈用語について〉

- ●扶養親族数　配偶者控除対象者、一般扶養親族、老人扶養親族、特定扶養親族、16歳未満扶養者（年少者）の合計数
- ●特定扶養親族　19歳以上23歳未満の扶養親族、控除対象扶養親族（16歳以上19歳未満に限る）
- ●老人　老人控除対象配偶者（70歳以上の控除対象配偶者）、老人扶養親族（70歳以上の扶養親族）
- ●控除対象配偶者　住居者の配偶者でその居住者と生計をひとつにするもので、合計所得金額が一定額以下の人